

【取寄せ依頼される場合の注意事項】

必ずお読みください！

- 1, 韓国戸籍のすべては日本にある領事館を通じて入手可能です。
- 2, **申請資格：対象者本人、その現配偶者、直系尊属・卑属、だけです。**（兄弟姉妹は不可）
 - * 成年後見人や遺言執行者も直接申請することはできません。
 - * すべての兄弟姉妹の物を入手したいならその父母の委任状があれば可能です。
 - * 申請資格者がいない場合は、調停等で裁判所からの囑託調査をする方法があります。
- 3, **帰化申請での親養子入養関係証明書申請には法務局の必要書類一覧表の原本が必要です。**
未成年の親養子入養関係証明書は申請できません。
- 4, **本籍地（登録基準地）が重要です。**「里」又は「洞」の行政単位までの情報が必要です。
道路名住所に切り替わっている場合はすべての住所地番までの情報が必要です。
不明なときは下記【本籍地（登録基準地）の調べ方】を参照願います。

＜お送りいただく書類＞

- 1, 委任状： **2通**（1通は不足分の追加申請に使用）。
- 2, 身分証：特別永住者証明書、在留カード、運転免許証、マイナンバーカード等の**両面コピー**。
- 3, **委任者が日本国籍者の場合：日本戸籍の原本が必要**（原本還付されます）。
 - * 改製原戸籍等の**帰化事項又は対象韓国人との婚姻事項記載のあるもの**
 - * 全部事項証明書（申請人が日本人配偶者、帰化した女性で嫁いで姓が変わっている場合）
（対象者の韓国名と生年月日及び申請人との関係がわかるものが必要です。）

※ 韓国戸籍類の取り寄せ翻訳について、税別見積りについては下記のとおりです。

○取寄料：1案件 2,500円 領事館印紙代金：1通 130円

○翻訳料：証明書1通 1,100円、 除籍謄本：1枚 2,000円（手書きは2,200円）

위임장 (委任狀)

위임받은 사람 (委任を受けて窓口に来られる方)

성명 (姓名):

생년월일 (生年月日):

주소 (住所):

위임인 _____ 는 아래행위에 관한 권한을 위 _____ 에게 위임합니다.
委任人 _____ は下記の行為に関する権限を上記 _____ に委任します。

- 아 래 (下記) -

「가족관계의 등록 등에 관한 법률」 제14조 및 「가족관계의 등록 등에 관한 규칙」 제19조에 따라
등록부 등의 가족상황 등에 관한 증명신청서 제출 및 수령 등에 관한 일체의 행위
「家族関係の登録等に関する法律」 第14条及び「家族関係の登録等に関する規則」第19条により登録簿
等の記録事項等に関する証明申請書の提出, 及び受領等に関する一切の行為

○ 첨부서류 (添付書類)

위임인과 위임받은 사람의 신분증 양면 사본 1부 끝. (委任をした方と委任をされた方の写真付身分証明書の両面コピー)

- * 신분증은 주민등록증, 외국인등록증, 재류카드, 특별영주자카드, 여권
- * 身分証明書は住民登録証、外国人登録証、在留カード、特別永住者カード、旅券

20 年 月 日

위임인 (委任をした人)

성명 (姓名): (인 印)

주소 (住所):

주민등록번호 (生年月日):

전화번호 (電話番号):

※ 유의사항(注意事項)

타인의 서명 또는 인장의 도용 등으로 허위의 위임장을 작성하여 증명서의 신청 또는 수령한 경우에는 「형법」 제231조 또는 제237조의 2에 따라 5년 이하의 징역 또는 1천만원 이하의 벌금형에 처해집니다.

他人の署名又は印章の盗用などで虚偽の委任状を作成し証明書の申請または受領した場合は「刑法」第231条又は237条の2により5年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処されます。

위임장(委任狀)

위임받은 사람 (委任を受けて窓口に来られる方)

성명(姓名):

생년월일(生年月日):

주소(住所):

위임인 _____ 는 아래행위에 관한 권한을 위 _____ 에게 위임합니다.

委任人 _____ は下記の行為に関する権限を上記 _____ に委任します。

- 아 래 (下記) -

「가족관계의 등록 등에 관한 법률」 제14조 및 「가족관계의 등록 등에 관한 규칙」 제19조에 따라
등록부 등의 가족사항 등에 관한 증명신청서 제출 및 수령 등에 관한 일체의 행위
「家族関係の登録等に関する法律」 第14条及び「家族関係の登録等に関する規則」第19条により登録簿
等の記録事項等に関する証明申請書の提出, 及び受領等に関する一切の行為

○ 첨부서류 (添付書類)

위임인과 위임받은 사람의 신분증 양면 사본 1부, 끝. (委任をした方と委任をされた方の写真付身分証明書の両面コピー)

* 신분증은 주민등록증, 외국인등록증, 재류카드, 특별영주자카드, 여권

* 身分証明書は住民登録証、外国人登録証、在留カード、特別永住者カード、旅券

20 年 月 日

위임인(委任をした人)

성명(姓名): (인 印)

주소(住所):

주민등록번호(生年月日):

전화번호(電話番号):

※ 유의사항(注意事項)

타인의 서명 또는 인장의 도용 등으로 허위의 위임장을 작성하여 증명서의 신청 또는 수령한 경우에는 「형법」 제231조 또는 제237조의 2에 따라 5년 이하의 징역 또는 1천만원 이하의 벌금형에 처해집니다.

他人の署名又は印章の盗用などで虚偽の委任状を作成し証明書の申請または受領した場合は「刑法」第231条又は237条の2により5年以下の懲役または1千万ウオン以下の罰金に処されます。

위임장 (委任狀) (2通必要) <記入例>

위임받은 사람 (委任を受けて窓口に来られる方)

성명 (姓名): (空白)

생년월일 (生年月日): (空白)

주소 (住所): (空白)

위임인 _____ 는 아래행위에 관한 권한을 위 _____ 에게 위임합니다.

委任人 **李 ○○** は下記の行為に関する権限を上記 (空白) に委任します。
(依頼者)

- 아 래 (下記) -

「가족관계의 등록 등에 관한 법률」 제14조 및 「가족관계의 등록 등에 관한 규칙」 제19조에 따라
등록부 등의 가족상황 등에 관한 증명신청서 제출 및 수령 등에 관한 일체의 행위

「家族関係の登録等に関する法律」 第14条及び「家族関係の登録等に関する規則」第19条により登録簿
等の記録事項等に関する証明申請書の提出、及び受領等に関する一切の行為

○ 첨부서류 (添付書類)

위임인과 위임받은 사람의 신분증 양면 사본 1부 끝. (委任をした方と委任をされた方の写真付身分証明書の両面コピー)

* 신분증은 주민등록증, 외국인등록증, 재류카드, 특별영주자카드, 여권 両面コピーが必要.

* 身分証明書は住民登録証、外国人登録証、在留カード、特別永住者カード、旅券

日本人の場合は対象者との関係が分かる日本戸籍原本(帰化者の場合は従前の韓国名が記載された物)
と運転免許証両面コピー添付、マイナンバーカード、旅券、身障者手帳も可。

20 年 月 日 (作成日記入)

위임인 (委任をした人)

委任者 (依頼者) は対象者の配偶者・血縁のある父母・子女・孫でないとダメ。

성명 (姓名): **李 ○○ (本名)** (인 印) 日本国籍者は日本名で OK

주소 (住所): **大阪市生野区○○○○○○○○○○**

주민등록번호 (生年月日): **1950年○○月○○日 (西曆)**

전화번호 (電話番号): **090-0000-0000**

※ 유의사항(注意事項)

타인의 서명 또는 인장의 도용 등으로 허위의 위임장을 작성하여 증명서의 신청 또는 수령한 경우에는 「형법」 제231조 또는 제237조의 2에 따라 5년 이하의 징역 또는 1천만원 이하의 벌금형에 처해집니다.

他人の署名又は印章の盗用などで虚偽の委任状を作成し証明書の申請または受領した場合は「刑法」第231条又は237条の2により5年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処されます。

T0: (株)韓国戸籍翻訳センター <在日総合サポート行政書士事務所グループ>

〒542-0076 大阪市中央区難波 2-3-11 ナンバ八千代ビル2階 Tel 06-6211-8322

家族関係証明書等の取寄・翻訳依頼書

- * 委任者が**韓国籍**の場合：・特別永住者カード又は在留カードの表裏コピーを添付。(パスポートコピーも可)
- * 委任者が**日本籍**の場合：・運転免許証又はマイナンバーカードの表裏コピーを添付。(パスポートコピーも可)
- ・対象者の関係がわかる日本戸籍謄本(対象者の姓名と生年月日の記載がある物)原本を添付。
- ・帰化者の場合、帰化事実(従前の韓国姓名等)が記載されている日本戸籍謄本原本を添付。

<特別注意事項>

- * 帰化申請での親養子入養関係証明書申請には法務局の必要書類一覧表の原本が必要です。

当事務所に依頼される方 ご担当者名 【 】	送付先：〒 事務所名又は個人名： 電話番号： メールアドレス： Fax 番号：
委任者氏名 (本人、家族の方)	主要対象者 との関係
使用目的(○印)	相続・帰化・婚姻・各種届出(婚姻・出生・死亡・離婚・認知)その他()
<必要書類の例> 必要な項目に☑してください。そのうち不要な物は消去してください。 下記で記入もOKです。	<相続手続>☐ 被相続人(主要対象者)の出生時から死亡または帰化までの物すべて ☐ 相続人の基本証明書・家族関係証明書 <帰化手続>☐ 帰化申請者(主要対象者)の出生時からの物すべて ☐ 父母の婚姻関係証明書・家族関係証明書 父母の婚姻届より本人の出生が早い場合「母の婚姻適齢期からの除籍謄本」 <婚姻申告>☐ 主要対象者の家族関係証明書・婚姻関係証明書 <日本への婚姻届>☐ 主要対象者の基本証明書・婚姻関係証明書・家族関係証明書(未成年) <死亡申告>☐ 死亡者の「基本証明書」「家族関係証明書」
登録基準地(本籍地)	「里」までは必要
①主要対象者姓名	(生年月日：)
必要証明書種類(通数)	
②対象者姓名	<関係> (生年月日：)
必要証明書種類(通数)	
③対象者姓名	<関係> (生年月日：)
必要証明書種類(通数)	
④対象者姓名	<関係> (生年月日：)
必要証明書種類(通数)	
註1) 委任者の兄弟姉妹の物は申請できません。兄弟姉妹の父母又は子等の直系血族が配偶者の委任状が必要です。 親の委任状ですべての兄弟姉妹の物の申請ができます。	
注2) 委任者の叔父叔母甥姪の物は申請できません。	
注3) 未成年の親養子入養関係証明書は発行されません。	

翻訳同時依頼： ☐ 依頼します。 ☐ 依頼しません。

T0: (株)韓国戸籍翻訳センター <在日総合サポート行政書士事務所グループ>

〒542-0076 大阪市中央区難波2-3-11 ナンバ八千代ビル2階 Tel 06-6211-8322

記入例

家族関係証明書等の取寄・翻訳依頼書

- * 委任者が**韓国籍**の場合：・特別永住者カード又は在留カードの表裏コピーを添付。(パスポートコピーも可)
- * 委任者が**日本籍**の場合：・運転免許証又はマイナンバーカードの表裏コピーを添付。(パスポートコピーも可)
- ・対象者の関係がわかる日本戸籍謄本(対象者の姓名と生年月日の記載がある物)原本を添付。
- ・帰化者の場合、帰化事実(従前の韓国姓名等)が記載されている日本戸籍謄本原本を添付。

<特別注意事項>

* 帰化申請での親養子入養関係証明書申請には法務局の必要書類一覧表の原本が必要です。

当事務所に依頼される方 ご担当者名 【00000】	送付先： 〒544-0000 大阪市中央区本町000000 事務所名又は個人名： 0000法律事務所 電話番号： 06-0000-0000 Fax 番号： 06-0000-0000 メールアドレス： 00000@0000		
委任者氏名 (本人、家族の方)	李 〇 〇	主要対象者 との関係	妻
使用目的(○印)	相続 ・ 帰化 ・ 婚姻 ・ 各種届出(婚姻・出生・死亡・離婚・認知) その他()		
<必要書類の例> 必要な項目に☑してください。そのうち不要な物は消去してください。 下記で記入もOKです。	<相続手続>☑ 被相続人(主要対象者)の出生時から死亡または帰化までの物すべて ☑ 相続人の基本証明書・家族関係証明書 <帰化手続>☐ 帰化申請者(主要対象者)の出生時からの物すべて ☐ 父母の婚姻関係証明書・家族関係証明書 父母の婚姻届より本人の出生が早い場合「母の婚姻適齢期からの除籍謄本」 <婚姻申告>☐ 主要対象者の家族関係証明書・婚姻関係証明書 <日本への婚姻届>☐ 主要対象者の基本証明書・婚姻関係証明書・家族関係証明書(未成年) <死亡申告>☐ 死亡者の「基本証明書」「家族関係証明書」		
登録基準地(本籍地)	「里」までは必要 慶尚南道00000000番地		
①主要対象者姓名	金 ■ ■ (生年月日： 00000)		
必要証明書種類(通数)	出生から死亡まですべて(相続登記用)		
②対象者姓名	李 〇 〇 <関係 妻 > (生年月日： 0000)		
必要証明書種類(通数)	基本 家族 婚姻 各1通		
③対象者姓名	金 △ △ <関係 長男 > (生年月日： 0000)		
必要証明書種類(通数)	基本 家族 各1通		
④対象者姓名	金 □ □ <関係 二男 > (生年月日： 0000)		
必要証明書種類(通数)	基本 家族 各1通		
注1) 委任者の兄弟姉妹の物は申請できません。兄弟姉妹の父母又は子等の直系血族が配偶者の委任状が必要です。 親の委任状ですべての兄弟姉妹の物の申請ができます。			
注2) 委任者の叔父叔母甥姪の物は申請できません。			
注3) 未成年の親養子入養関係証明書は発行されません。			

翻訳同時依頼：☒依頼します。 ☐依頼しません。



本籍地(登録基準地)の調べ方

本籍地の詳細(最低限～里又は洞)がないと領事館は戸籍を検索しない。

<本籍地を知らない人が非常に多い>

- 市区町村の「住民票」の本籍地は「韓国」としか記載されない。
- 親の代で帰化した人の子孫は韓国の本籍地を知らない。
- 日本人の配偶者と子孫は韓国人配偶者・親の韓国本籍地を知らない。
- 1世が本籍地を間違っ覚えていたり、漢字を知らなかった。
- 2014.1.1以降道路名住所に変わっている(地名を大路・路・キルに変更)

<本籍地を知る方法>

- 親族に聞くのが一番早い。(韓国パスポートを持っている人は知っている)
- 入管庁へ父母の外国人登録原票の写しを請求する。(4か月程度かかる)
「国籍の属する国における住所又は居所」が本籍地であることが多い。
- 大韓民国国民登録証(俗称:民団手帳)を探るか、近くの民団支部に聞く。
- 親の出生届・婚姻届の記載事項証明書を日本の役所で入手する。
(しかし、最近の物には「本籍:韓国」としか記載されていないことが多い)
- 「法務省帰化許可原簿」を入手する ⇨ 平成2年までなら国立公文書館。

在日総合サポート行政書士事務所

55



在日韓国人の相続必要戸籍

【被相続人が韓国国籍の場合】(全員韓国籍で遺産分割協議をする場合)

- 被相続人の【出生申告時】から記載のあるすべての除籍謄本
被相続人の「基本」・「家族」・「婚姻」・「入養」の4種類証明書【詳細】
- 相続人の基本証明書【詳細】と家族関係証明書【詳細】

【被相続人が帰化者の場合】

- 被相続人の【出生申告時】から帰化年月日までの除籍謄本
- * 2008.1.1以降の帰化者については
「基本」・「家族」・「婚姻」・「入養」の4種類証明書【詳細】も必要
 - * 日韓の国籍法では外国国籍を取得した時点で原国籍を喪失する。
 - * 日本国籍の相続人は日本戸籍だけでOK。